

1. 件 名：柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規程変更に係る面談
2. 日 時：令和4年11月21日 15時30分～16時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階D会議室
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、小林主任安全審査官※、千明主任安全審査官※、服部主任安全審査官、岩崎安全審査官

長官官房放射線防護グループ 核セキュリティ部門 担当者1名

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 原子力調査グループマネージャー 他4名

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和4年10月27日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規程変更認可申請に関してセーフティに及ぼす影響について説明を受け、原子力規制庁は必要な質疑及び確認等を行った。原子力規制庁からはセーフティに及ぼす影響の有無を判断するために必要な説明が不足している旨を伝えるとともに、適切に対応するよう事業者に求めた。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の面談を踏まえて対応する旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。